



サロンのための

消費税増税対策セミナー



先着20名様!

聞かないと絶対損する法人化による消費税の節税のポイントと

消費税の節税に効果的な『面貸し美容室』などの消費税増税対策を解説するセミナー!

日時：平成25年 9月9日(月) 講演 10:00~12:00 (先着20名様 限定)

無料個別相談 13:00~17:00 (先着順5名様 限定)

会場：ミズノ株式会社 本社 3F 受講費用 3,000円(税込)

講師：税理士法人TACT高井法博会計事務所 経営コンサルティング事業部 部長 水野 由也

2014年4月1日より消費税が現行の5%から8%、2015年10月には10%へと増税が実行されます。理美容店にとっては死活問題になりかねない問題であるにも関わらず、まだまだ対策を打っていない企業が多いのが現実です。確実に訪れる消費税増税へ適応するためには、消費税増税1にどのように対応していくべきかを出来る限り早期に学び、早期に手を打つことが求められます。消費税増税に負けない経営を行うためにも、今すぐ手を打ちませんか?本セミナーでは「法人化」や「面貸し美容室」などサロンの消費税増税に対する対応策を分かりやすく解説します。

新規設立法人の消費税については、通常1年間消費税が免税となることとなっていますが、ちょっとした工夫でさらに半年分の消費税が節税できます。今回のセミナーではそのポイントを分かりやすく解説します。

また、最近サロンの事業形態として少しずつ現れてきているのが、サロンとスタッフ(スタイリスト)が“委託契約”を結び、一つの施設の中でそれぞれが独立した事業を行いながらサロンを展開するシステムです。

いわゆる“面貸し”“ミラーレンタル”と呼ばれるシステムを組み入れたビジネスモデルですが、このビジネスモデルによれば、消費税の節税が図れるばかりか、社会保険料も削減することができます。しかし、この

メリットを適法に享受するためには適正な契約書の締結やルール決めが必要です。このビジネスモデルの特徴やメリット、オーナーが経営上で注意すべき点を解説します。

まさに聞かないと損する消費税増税対策セミナーです。たくさんのサロン経営者様の御参加を是非お待ちしております。

消費税増税の対策
ができてない!

消費税の納税負担が
大きい!

社会保険の負担も
大きい!削減したい!

法人化して
メリットあるの?



お申込書 9月9日(月) 10:00より「消費税増税対策セミナー」

お申込みは FAX:052-221-8440 ミズノ(株)まで

サロン名	お役職	参加者氏名
	お役職	参加者氏名
ご住所 〒 -	TEL	
	メールアドレス	
無料個別相談の希望 有 ・ 無	個別相談で聞きたいこと	

私どもは、ご記入いただいた個人情報について、当グループからのご案内目的以外には一切利用いたしません。また、その漏洩及び不正アクセス等を防止することに努めます。

お問い合わせ ミズノ株式会社 TEL052-221-8431

www.sss-mizuno.co.jp